

広島県告示第三百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、臨
港道路海田大橋の通行料徴収事務を次のとおり委託した。

令和四年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託者及び 代表者氏名		主たる事務所の 所在地	委託した年月日 (委託期間)
広島高速道路公社 理事長 熊谷 銳		広島市東区温品一丁目八番 二二三号	令和四年四月一日 (令和四年四月一日～ 令和五年三月三十一日)
株式会社ロードマックス 代表取締役 澤田 英治		広島市南区東本浦町一〇番二 二二号	令和四年三月二十八日 (令和四年四月一日～ 令和九年三月三十一日)